

我孫子市水道局告示第7号

令和8年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例(平成27年条例第1号)第7条第3項の規定により告示する。

令和7年11月11日

我孫子市水道事業管理者 水道局長 古 谷 靖

我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額

1,140円(1時間当たり)